

## いわき市後継医療機関選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 「いわき市市立病院改革プラン（以下「プラン」という。）」に基づく、「1市1病院1施設」へ向けた再編計画の実施にあたり、市立常磐病院の後継となる医療機関の選定を厳正かつ公平に行うため、「いわき市後継医療機関選定委員会（以下「委員会」という。）」を置く。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 後継医療機関を選定するための公募要領及び審査基準に関すること
- (2) 後継医療機関の選定に関すること
- (3) その他上記の目的を達成するために必要な事項に関すること

### (組織等)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域医療団体の代表者
- (2) 経営に関する学識経験を有する者
- (3) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命した日から市長が後継医療機関を決定する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議へ法人等又は関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(責務)

第6条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、第2条各号に掲げる事項について、募集に応じた法人等に対していかなる援助も行ってはならない。

3 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、病院局総合磐城共立病院経営管理部経営企画課病院再編推進室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月20日から施行する。